

第 19 号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部
を改正する条例

第 1 条 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭
和 58 年 4 月 条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(自転車等の放置の禁止)	(<u>自転車等放置禁止区域における自</u> 転車等の放置の禁止)
第 10 条 [略]	第 10 条 [略]
<u>2 自転車等の利用者等は、自転車等</u> <u>放置禁止区域外の公共の場所におい</u> <u>て、自転車等を放置することにより</u> <u>当該公共の場所の機能の低下を生じ</u> <u>させてはならない。</u>	

(自転車等放置禁止区域における自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の撤去(自転車等を当該場所に固定する器具の破壊その他の移動のために必要な措置をとり、自転車等を当該場所から移動させることをいう。以下同じ。)及び保管をすることができる。

(公共の場所における自転車等の放置に対する措置)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けた自転車等が、市が管理する公共の場所又は当該管理者から措置の要請のあつた公共の場所において、当該公共の場所の機能を阻害

(自転車等の放置等に対する措置)

第11条 市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。

2 市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等の撤去(自転車等を当該場所に固定する器具の破壊その他の移動のために必要な措置をとり、自転車等を当該場所から移動させることをいう。以下同じ。)及び保管をしなければならない。

第12条 [略]

2 前条の規定は、市が管理する公共の場所又は当該管理者から措置の要請のあつた公共の場所において自転車等が規則で定める相当の期間継続して置かれ、又は放置されていると

するものとして規則で定める態様で
放置されているときは、当該自転車
等の撤去及び保管をすることができ
る。

3 市長は、市が管理する公共の場所
又は管理者から措置の要請のあつた
公共の場所において、自転車等が放
置されていることにより公共の場所
の機能が著しく阻害され、早急な対
応が必要と認められるときは、前2
項の規定にかかわらず当該自転車等
の撤去及び保管をすることができ
る。

(保管した自転車等に係る措置)

第13条 市長は、法第6条第2項の規
定により公示をしようとするとき
は、自転車等の保管及び返還の場所
その他規則で定める事項を公示する
ものとする。

2 前項に規定する公示は、神戸市公
告式条例（昭和25年8月条例第198
号）に規定する方法又は撤去した自
転車等が放置されていた場所若しく
はその付近に掲示する方法で、行う
ものとする。

3 市長は、第11条、前条第2項及び第
3項の規定により保管した自転車等
につき、第1項の規定による公示の

認められるときについて準用する。

(保管した自転車等に係る措置)

第13条 市長は、法第6条第2項の規
定により公示をしようとするとき
は、自転車等の保管及び返還の場所
その他規則で定める事項を告示する
ものとする。

2 市長は、第11条第2項（前条第2項
において準用する場合を含む。）及び
第23条の2の規定により保管した自

日から規則で定める相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(市立自転車駐車場の設置)

第15条 [略]

2 市立自転車駐車場は、次に掲げる種別とし、別表第1に掲げるとおりとする。

(1) 有料市立自転車駐車場

(2) 無料市立自転車駐車場

3～5 [略]

(使用の範囲)

第16条 市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等及び道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下同じ。)のうち総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のもの(以下「小型自動二輪車」という。)とする。

自転車等につき、前項の規定による告示の日から規則で定める相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(市立自転車駐車場の設置)

第15条 [略]

2～4 [略]

(使用の範囲)

第16条 市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等とする。

2 [略]

3 小型自動二輪車は、原動機付自転車とみなして、この章の規定を準用する。

(使用の種別)

第18条 有料市立自転車駐車場の使用の種別は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(駐車料)

第19条 有料市立自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定める場合を除くほか、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料を納付しなければならない。

(駐車料を納付していない自転車等に対する措置)

第23条の2 市長は、駐車料を納付しないで有料市立自転車駐車場に自転車等が駐車されていることにより、当該有料市立自転車駐車場周辺の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、自転車等放置禁止区域内において放置されている自転車等の例により、当該駐車に係る自転車等の撤去、保管、公示、売却その他の措置を講ずることができる。

2 [略]

(使用の種別)

第18条 市立自転車駐車場の使用の種別は、次のとおりとする。

(1)、(2) [略]

(駐車料)

第19条 市立自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定める場合を除くほか、別表第2に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料を納付しなければならない。

(駐車料を納付していない自転車等に対する措置)

第23条の2 市長は、駐車料を納付しないで市立自転車駐車場に自転車等が駐車されていることにより、当該市立自転車駐車場周辺の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、自転車等放置禁止区域内において放置されている自転車等の例により、当該駐車に係る自転車等の撤去、保管、告示、売却その他の措置を講ずることができる。

(市立自転車駐車場における自転車等の残置に対する措置)

第23条の3 市長は、市立自転車駐車場において、規則で定める相当の期間継続して自転車等が置かれている場合であつて、第23条第2号の規定に該当すると認めるときは、市が管理する公共の場所の機能を阻害するものとして規則で定める態様で放置されていると認められる自転車等の例により、撤去、保管、公示、売却その他の措置を講ずることができる。

(市立自転車駐車場に放置されている自動車及び原動機付自転車の調査)

第23条の4 市長は、市立自転車駐車場において放置されている道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車について、公務所又は公私の団体に照会し必要な事項を調査することができる。

(指定管理者の指定等)

第26条 [略]

2、3 [略]

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(市立自転車駐車場における自転車等の残置に対する措置)

第23条の3 市立自転車駐車場において、規則で定める相当の期間継続して自転車等が置かれている場合であつて、第23条第2号の規定に該当すると認めるときは、市が管理する公共の場所において規則で定める相当の期間継続して置かれていると認められる自転車等の例により、撤去、保管、告示、売却その他の措置を講ずることができる。

(指定管理者の指定等)

第26条 [略]

2、3 [略]

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 [略]

第38条 削除

別表第1

(1) 有料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通3丁目、旭通4丁目、旭通5丁目、琴ノ緒町2丁目、琴ノ緒町3丁目、琴ノ緒町4丁目、琴ノ緒町5丁目、雲井通3丁目、雲井通4丁目、雲井通5丁目、雲井通6丁目、雲井通7丁目、雲井通8丁目、小野柄通3丁目、小野柄通4丁目、小野柄通5丁目、小野柄通6丁目、小野柄通7丁目、小野柄

5 [略]

(告示の方法)

第38条 第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項の規定による告示の方法は、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）に規定するところによるほか、当該自転車等放置禁止区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

別表第1 市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通3丁目、旭通4丁目、旭通5丁目、琴ノ緒町2丁目、琴ノ緒町3丁目、琴ノ緒町4丁目、琴ノ緒町5丁目、雲井通3丁目、雲井通4丁目、雲井通5丁目、雲井通6丁目、雲井通7丁目、雲井通8丁目、小野柄通3丁目、小野柄通4丁目、小野柄通5丁目、小野柄通6丁目、小野柄通7丁目、小野柄

	通 8 丁目、御幸通 4 丁目、御幸通 5 丁目、御幸通 6 丁目、御幸通 7 丁目、御幸通 8 丁目、磯上通 4 丁目、磯上通 5 丁目、磯上通 6 丁目、磯上通 7 丁目、磯上通 8 丁目、三宮町 1 丁目、三宮町 2 丁目、加納町 4 丁目、加納町 5 丁目、加納町 6 丁目、北長狭通 1 丁目、北長狭通 2 丁目、中山手通 1 丁目、 <u>布引町 4 丁目</u> 、 <u>磯辺通 2 丁目</u> 及び <u>浜辺通 4 丁目</u>		通 8 丁目、御幸通 4 丁目、御幸通 5 丁目、御幸通 6 丁目、御幸通 7 丁目、御幸通 8 丁目、磯上通 4 丁目、磯上通 5 丁目、磯上通 6 丁目、磯上通 7 丁目、磯上通 8 丁目、三宮町 1 丁目、三宮町 2 丁目、加納町 4 丁目、加納町 5 丁目、加納町 6 丁目、北長狭通 1 丁目、北長狭通 2 丁目、中山手通 1 丁目及 <u>び</u> <u>布引町 4 丁目</u>
神戸市立元町駅前自転車駐車場	中央区三宮町 2 丁目、三宮町 3 丁目、元町通 1 丁目、元町通 2 丁目、北長狭通 2 丁目、北長狭通 3 丁目、北長狭通 4 丁目、北長狭通 5 丁目、 <u>北長狭通 6 丁目</u> 、 <u>花隈町</u> 及び元町高架通	神戸市立元町駅前自転車駐車場	中央区三宮町 2 丁目、三宮町 3 丁目、元町通 1 丁目、元町通 2 丁目、北長狭通 2 丁目、北長狭通 3 丁目、北長狭通 4 丁目、北長狭通 5 丁目及 <u>び</u> 元町高架通
神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通 1 丁目、多聞通 2 丁目、多聞通 3 丁目、多聞通 4 丁目、多聞通 5 丁目、相生町 1 丁目、相生町 2 丁目、相生町 3 丁目、相生町 4 丁目、東川崎	神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通 1 丁目、多聞通 2 丁目、多聞通 3 丁目、多聞通 4 丁目、多聞通 5 丁目、相生町 1 丁目、相生町 2 丁目、相生町 3 丁目、相生町 4 丁目、東川崎

	町 1 丁目、中町通 2 丁目、 中町通 3 丁目、 <u>古湊通 1 丁目、元町通 7 丁目及び 元町高架通</u>
[略]	[略]
神戸市立湊 川駅前自 転車駐 車場	兵庫区荒田町 1 丁目、荒 田町 2 丁目、 <u>荒田町 4 丁 目、東山町 1 丁目</u> 、福原 町、新開地 1 丁目、上沢通 1 丁目、松本通 1 丁目、下 沢通 1 丁目及び中道通 1 丁目
[略]	[略]
神戸市立和 田岬駅前自 転車駐 車場	[略]
[略]	[略]
神戸市立鈴 蘭台駅前自 転車駐 車場	[略]

	町 1 丁目、中町通 2 丁目、 中町通 3 丁目及び <u>古湊通 1 丁目</u>
[略]	[略]
神戸市立湊 川駅前自 転車駐 車場	兵庫区荒田町 1 丁目、荒 田町 2 丁目、福原町、新開 地 1 丁目、上沢通 1 丁目、 松本通 1 丁目、下沢通 1 丁目及び中道通 1 丁目
[略]	[略]
神戸市立和 田岬駅前自 転車駐 車場	[略]
神戸市立山 の街駅前自 転車駐 車場	北区山田町下谷上、緑町 1 丁目、緑町 2 丁目、緑 町 3 丁目、緑町 6 丁目及 び緑町 7 丁目
[略]	[略]
神戸市立鈴 蘭台駅前自 転車駐 車場	[略]
神戸市立西 鈴蘭台駅前 自転車駐 車場	北区北五葉 1 丁目、北五 葉 2 丁目、南五葉 1 丁目、 南五葉 2 丁目及び鳴子 1 丁目

		神戸市立田	北区有野中町3丁目、有尾寺駅前	自転車駐	車場	野町中町4丁目、藤原台北町6丁目、藤原台北町7丁目、有野町有野及び有野町二郎																	
		神戸市立神	北区鹿の子台北町1丁目、鹿の子台北町2丁目、	自転車駐	車場	鹿の子台北町5丁目及び道場町日下部																	
		神戸市立岡	北区藤原台北町1丁目、	場駅前自	転	自転車駐	車場	藤原台北町2丁目、藤原台中町1丁目、藤原台中町2丁目、藤原台中町3丁目、有野中町1丁目及び有野町有野															
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																	
		神戸市立舞	子駅前自	転	自転車駐	車場	[略]																
		神戸市立西	垂水区舞	子台5丁	目、舞	子台6丁	目、舞	子台8丁	目、西	舞子2丁	目、西	舞	子3丁	目、西	舞	子5丁	目	及び	狩	口	台	7丁	目
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																	
		神戸市立西	神中央駅	前	自	転	自転車駐	車	[略]														
		神戸市立西	神中央駅	前	自	転	自転車駐	車	[略]														

場	
---	--

場	
---	--

神戸市立木幡駅前自転車駐車場	西区押部谷町木津及び押部谷町木幡
神戸市立栄駅前自転車駐車場	西区押部谷町栄

(2) 無料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
神戸市立阪神住吉駅前自転車駐車場	東灘区住吉宮町5丁目
神戸市立石屋川駅前自転車駐車場	東灘区御影石町2丁目
神戸市立西灘駅前自転車駐車場	灘区都通5丁目
神戸市立阪神春日道駅前自転車駐車場	中央区吾妻通1丁目、北本町通1丁目、北本町通2丁目、脇浜町3丁目及び脇浜海岸通2丁目

神戸市立 新神戸駅前 自転車駐 車場	中央区加納町1丁目、生 田町1丁目及び熊内町7 丁目
神戸市立 大倉山駅前 自転車駐 車場	中央区楠町4丁目、楠町 7丁目及び楠町8丁目
神戸市立 みなとじ ま駅前自 転車駐 車場	中央区港島中町4丁目
神戸市立 市民広場 駅前自 転車駐 車場	中央区港島中町6丁目
神戸市立 大開駅前 自転車駐 車場	兵庫区水木通7丁目、水 木通8丁目、大開通7丁 目及び大開通8丁目
神戸市立 上沢駅前 自転車駐 車場	兵庫区上沢通8丁目及び 下沢通8丁目並びに長田 区四番町1丁目及び五番 町1丁目
神戸市立 中央市場 駅前自	兵庫区中之島1丁目及び 中之島2丁目

転車駐車場	
神戸市立御崎公園駅前自転車駐車場	兵庫区浜中町1丁目及び金平町1丁目
神戸市立山の街駅前自転車駐車場	北区山田町下谷上、緑町1丁目、緑町2丁目、緑町3丁目、緑町6丁目及び緑町7丁目
神戸市立西鈴蘭台駅前自転車駐車場	北区北五葉1丁目、北五葉2丁目、南五葉1丁目、南五葉2丁目及び鳴子1丁目
神戸市立田尾寺駅前自転車駐車場	北区有野中町3丁目、有野町中町4丁目、藤原台北町6丁目、藤原台北町7丁目、有野町有野及び有野町二郎
神戸市立神鉄道場駅前自転車駐車場	北区鹿の子台北町1丁目、鹿の子台北町2丁目、鹿の子台北町5丁目及び道場町日下部
神戸市立岡場駅前自転車駐車場	北区藤原台北町1丁目、藤原台北町2丁目、藤原台中町1丁目、藤原台中町2丁目、藤原台中町3丁目、有野中町1丁目及

	び有野町有野
神戸市立 J R 道場 駅前自転 車駐車場	北区道場町生野
神戸市立 箕谷駅前 自転車駐 車場	北区山田町下谷上、松が 枝町1丁目及び松が枝町 3丁目
神戸市立 花山駅前 自転車駐 車場	北区山田町上谷上
神戸市立 大池駅前 自転車駐 車場	北区西大池1丁目
神戸市立 唐櫃台駅 前自転車 駐車場	北区唐櫃台2丁目
神戸市立 五社駅前 自転車駐 車場	北区有野町有野
神戸市立 道場南口 駅前自転	北区道場町日下部

車駐車場	
神戸市立 苅藻駅前 自転車駐 車場	長田区浜添町5丁目
神戸市立 駒ヶ林駅 前自転車 駐車場	長田区二葉町5丁目及び 南駒栄町
神戸市立 東須磨駅 前自転車 駐車場	須磨区堀池町1丁目及び 若木町1丁目
神戸市立 月見山駅 前自転車 駐車場	須磨区離宮前町2丁目
神戸市立 須磨寺駅 前自転車 駐車場	須磨区天神町5丁目
神戸市立 総合運動 公園駅前 自転車駐 車場	須磨区弥栄台2丁目
神戸市立 西舞子駅	垂水区舞子台5丁目、舞 子台6丁目、舞子台8丁

前自転車 駐車場	目、西舞子2丁目、西舞 子3丁目、西舞子5丁目 及び狩口台7丁目
神戸市立 木幡駅前 自転車駐 車場	西区押部谷町木津及び押 部谷町木幡
神戸市立 栄駅前自 転車駐車 場	西区押部谷町栄
神戸市立 押部谷駅 前自転車 駐車場	西区押部谷町福住

第2条 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
別表第1 (1) 有料市立自転車駐車場の名称及	別表第1 (1) 有料市立自転車駐車場の名称及

び位置の指定を行うことができる
区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立鷹取駅前南自転車駐車場	長田区浪松町2丁目、浪松町3丁目、浪松町4丁目、長楽町2丁目、長楽町3丁目、長楽町4丁目、本庄町2丁目、本庄町3丁目、本庄町4丁目、海運町2丁目及び海運町3丁目
神戸市立鷹取駅前北自転車駐車場	須磨区行平町1丁目、行平町2丁目、行平町3丁目、青葉町1丁目、青葉町2丁目及び大池町5丁目
[略]	[略]

(2) [略]

び位置の指定を行うことができる
区域（第15条関係）

名称	区域
[略]	[略]
神戸市立鷹取駅前自転車駐車場	長田区浪松町2丁目、浪松町3丁目、浪松町4丁目、長楽町2丁目、長楽町3丁目、長楽町4丁目、本庄町2丁目、本庄町3丁目、本庄町4丁目、海運町2丁目及び海運町3丁目並びに須磨区行平町1丁目、行平町2丁目、行平町3丁目、青葉町1丁目、青葉町2丁目及び大池町5丁目
[略]	[略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 令和8年4月1日

(2) 第1条中神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第15条、第23条の4、第26条及び別表第1の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立鷹取駅前南自転車駐車場及び神戸市立鷹取駅前北自転車駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、第2条の規定の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

放置自転車等の対応を強化する等に当たり、条例を改正する必要があるため。